

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和6年6月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	
7 番	宮島 直也		8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修		10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

7 番	宮島 直也	9 番	河村 修
-----	-------	-----	------

議長

それでは議案一覧表に基づき、第20号議案から第22号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

では説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。第20号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案書2ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

本申請は地上権設定者の所有する土地に一戸建ての住宅を建築する計画です。しかし、建築敷地のみで排水経路を完結させることが困難な状況です。そのため、隣接する本申請地に排水施設を設けるため本申請となりました。

続いて番号2番。

【議案説明】

譲受人は犬山市に居住しており、水稻や野菜を耕作しております。譲渡人は高齢のため営農が困難になっており、また、後継者がいないため耕作できる人を探していたところ、申請地付近の土地を耕作している譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

議案書3ページをご覧ください。第21号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書の4ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

譲受人は現在、賃貸アパートに妻と２人で生活しております。今後のことを考えると、現在の住まいが手狭になるため、また、実家附近で生活することで今後、両親の面倒を見られるようにするため、申請地で分家住宅を建てることとなりました。

地図資料の１５ページを御覧ください。申請地の周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水桝で集めて、南側既設側溝へ放流します。汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水とともに放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側１２番、エー（ア）－ｂ－（ｂ）、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地で３種農地に該当します。許可基準は右側の３６番、エー（イ）、許可することができるに該当します。

続いて番号２番。

【議案説明】

借り人は、東海地区を中心に調剤薬局の経営を営む法人です。この度、申請地に隣接する診療所が院内調剤から院外調剤へと切り替える計画をしており、借り人へ近隣に調剤薬局の出店の打診がありました。

申請地は県道に面しており交通の便が良く、周辺に集落が広がっているのにも関わらず、近隣に調剤薬局がないことから、申請地に調剤薬局を建設することになりました。

地図資料の２０ページを御覧ください。申請地の周囲はコンクリートブロック等により、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水桝で集めて、東側道路側溝へ放流します。汚水

は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 7 番オー（ア）－b で、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10 ha 未満であるもので 2 種農地に該当します。許可基準は右側の 34 番オー（イ）－b で、イー（イ）－c、d、g、h のいずれかに該当する場合に該当します。本申請は、表面左側 10 番イー（イ）－c－（e）、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書の 5 ページをご覧ください。番号 3 番。

【議案説明】

譲受人は、申請地附近に本社をおき、土木工事を主体として営業している法人です。

現在、譲受人が土場用に賃借をしている土地について、土地所有者から賃借の終了を求められたため、新たな土場を必要としておりました。申請地は本社からも近く、面積も必要最小限の転用となるため本申請となりました。

地図資料の 25 ページを御覧ください。申請地の周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は自然浸透にて処理します。污水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 11 番、エー（ア）－b－（a）、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地で 3 種農地に該当します。申請地がこちらの農地区分に該当する旨、許可権者である愛知県と確認済みです。許可基準は右側の 36 番、エー（イ）、許可することができるに該当します。

続いて番号 4 番。

【議案説明】

譲受人は現在、本申請の一体利用地で生活しております。現在の住宅が老朽化しており危険な状態のため、また、今後も申請地附近の所有農地で耕作を行っていくため、申請地を含めて農家住宅を建築することとなりました。本申請地は以前から住宅の一部として利用していたため、始末書が添付されております。

地図資料の２９ページを御覧ください。申請地の周囲の既存コンクリートブロック等により、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水桝で集めて、南側道路側溝へ放流します。汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側１２番、エー（ア）ーｂー（ｂ）、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地で３種農地に該当します。許可基準は右側の３６番、エー（イ）、許可することができるに該当します。

続いて議案書の６ページをご覧ください。第２２号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の７ページから１３ページをご覧ください。今月の案件は２０件で、機構での利用権設定です。

整理番号１が犬山地区、２番から１４番が城東地区、１５番から１９番が羽黒地区、２０番が楽田地区の案件となります。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第２０号議案から第２２号議案までの説明がありました。

これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか。

議長 それでは、他に質問ご意見もないようですので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

 15分ぐらいということで、14時45分まで地区審議をお願いします。

午前14時30分 地区審議

午前14時45分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

 第20号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

 1番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

 1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 2番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9番の河村です。

 2番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございます。

 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

 第20号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

 【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続いて第21号議案農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

 1番、2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

 2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 4番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。

 4番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

 第21号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

 【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続いて第22号議案に入りますが、本議案には齋藤委員が役員を務める法人と、市橋推進委員の夫が申請者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、齋藤委員と市橋委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【齋藤委員、市橋委員 退席】

議長 それでは第２２号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

１番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 ２番の宮田です。

１番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ２番から１４番について、城東地区お願いします。

安田委員 ５番の安田です。

２番から１４について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 １５番から１９番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 ６番の斉木です。

１５番から１９番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ２０番について、楽田地区お願いします。

河村委員 ９番の河村です。

２０番について、地区審議の結果、可と認めます

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第２２号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。齋藤委員、市橋委員は席へお戻りください。

【齋藤委員、市橋委員 着席】

議長 続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告します。

議案書の１４ページをご覧ください。報告第９号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は１件です。

議案書の１６ページをご覧ください。報告第１０号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は１６件です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。